

## 平成26年度 第3回江別市市民参加条例制定委員会 会議録（要点筆記）

日 時：平成27年1月6日（火） 13:00～15:00

場 所：江別市民会館 31号室

出席委員：石黒匡人委員、小杉伸次委員、田口智子委員、深瀬禎一委員、山元規子委員、  
千葉正和委員、西田敏子委員、松谷貞雄委員（計8名）

事務局：企画政策部米倉次長、総務部総務課福島課長、政策推進課千葉課長、中島主査、  
阿部主査、長谷川主任

### 会議概要

#### 1 開会

#### 2 議事 江別市市民参加条例（素案）の検討について

##### 【資料説明】

##### <資料1～3について事務局より一括説明>

資料1 法令及び江別市の市民参加制度の体系

資料2 江別市の機関

資料3 江別市市民参加条例（素案）の構成

⇒ 質疑無し

##### <資料 江別市市民参加条例（素案）検討資料② について事務局より説明>

##### 【質疑】

##### <第6条>

質疑無し

##### <第7条>

##### ○深瀬委員

委員の公募についてだが、応募する市民が少なく、同じ人ばかり委員になっている。もう少し公募の仕方や公募情報の周知方法を工夫すべきである。

##### ○事務局

広報えべつやホームページに掲載して市民委員を公募しているが、深瀬委員のご指摘のとおり、なかなか応募がない状況であり、どうすれば幅広く様々な方にご参加いただけるか試行錯誤しているところである。今回、本委員会の市民委員を選任するにあたって、無作為抽出によるアンケートの対象者の中から委員を募集するという方法を試みたところ、抽選が必要になるほどの応募があった。今後もこのように公募の仕方を工夫していかなければならないと考えており、資料12頁の第1項の解説の欄に、積極的に公募方法の工夫や改善に努める旨を記載している。

## ○松谷委員

公募にあたっては、様々な形でインターネットを活用していくとよい。

## ○事務局

公募にあたっては、できるだけ幅広く市民に周知することが重要だと考えている。インターネットを使った手法は次々と新しいものが出てくることから、そういった新たな手法も取り入れながら最大限の周知を図っていきたい。

## <第8条>

## ○西田委員

表彰等の選考をする会議は非公開との説明があったが、それはなぜか。

## ○事務局

公開した場合、表彰することに否定的な意見は述べにくくなり、自由で率直な意見の交換ができなくなるおそれがあることから非公開としている。

## <第9条>

## ○西田委員

パブリックコメントはどのように募集しているのか。

## ○事務局

現在は、パブリックコメント手続要綱にもとづいて運用している。まずスケジュール等を広報えべつで周知するが、紙面に限りがあるためお知らせのみ掲載している。資料は市内の各公共施設に配架し、ホームページにも掲載して意見を募集するという運用となっている。

## ○西田委員

一般の人にはあまり知られていないと思う。やり方を工夫する必要があるのではないか。

## ○事務局

パブリックコメントの実施にあたっては、要綱に則って最大限周知を行っているところであるが、江別市に限らず、他の市町村でも意見が寄せられる件数は少ないのが現状である。制度の周知は行っているが、なかなか浸透していない状況にあるので、良い手法があれば取り入れていきたい。

## ○松谷委員

審議会等の名称やパブリックコメントの件名が堅苦しくて難しく、一般の人には理解できないので興味が持てないのではないか。もう少し分かりやすい名称にできるとよい。

## ○事務局

堅苦しく普段使わない言葉が多いのは事実であるが、名称を変えてしまうと内容と齟齬が生じるおそれもあるため、その辺りにも留意しながら参加意欲を持っていただけるような見せ方を検討したい。

## ○深瀬委員

意見を寄せているのはほとんどの案件で一人か二人しかいないようだが、それで市民の意見を聴いたと言えるのか。これでは単なるポーズにすぎなくなってしまうのではないか。

#### ○田口副委員長

市民の側の意識も一つの課題にすべきと考える。市民と市が相互に問題意識を持つための場として市民参加があるということを周知していくことが重要で、時間も必要となるが毎年の積み重ねで多くの市民に浸透させていくことが必要である。パブリックコメント制度はもともと欧米から入ってきたもので、日本ではまだ歴史が浅いため、これから制度として成熟させていく必要がある。

#### ○石黒委員長

本委員会は市民参加手続でいうところの附属機関等にあたるわけだが、その前段でワークショップを開催しており、現在パブリックコメントも実施している。このように、実際は複数の市民参加手続を組み合わせていくことになる。深瀬委員のおっしゃるとおり、市民参加手続として形だけパブリックコメントを実施すればよいというものではないので、条例ではそのようなことは考えていないということを明確にしておく必要がある。

#### ○千葉委員

道内の状況を調べてみたが、パブリックコメントについては要綱で定めているところがほとんどで、江別市の素案のようにきちんと条例の中に規定している自治体は数少ない。さきほど議論があったように、どのように市民にパブリックコメント制度を周知して関心を持ってもらうかという点に留意すれば、有意義に活用できるのではないかと考える。

#### ○小杉委員

パブリックコメントでの意見提出ということに関連して、自治基本条例の第6条第3項と第24条第2項では、市民に政策提案権があると規定しているが、市民参加条例の素案では政策提案についての規定がない。このままでは実現するための手続きがないので画に描いた餅になってしまう。市の側から都合のいい部分だけ市民参加を求めるのではなく、市民の側からも提案できるようにしなければ実質的な市民参加とは言えない。ただし、それと同時に政策提案権の濫用防止のための規定も必要である。たとえば反復提案を禁止するとか、一定の人数の連署を提案要件とするといったものである。

#### ○事務局

素案に規定していない政策提案等の規定については、素案の規定を一通り審議していただいたあとに議論していただくスケジュールとなっているため、詳細な議論はそのときにお願います。

#### ○千葉委員

小杉委員のご意見に賛成で、政策提案の手続きの規定が無ければ市民参加が骨抜きになってしまうのではないかと懸念するため、後日改めて議論の時間をいただきたいと思います。

#### ○小杉委員

理論だけ付け加えて述べておくと、市民から提案するだけでなく、市側から意見を求められた案に対して反対提案を出すのも政策提案の一つである。また、附属機関等の会議の

場で動議を提出するのも政策提案の一つと言える。

## <第10条>

### ○山元委員

素案の中にワークショップの規定が無いようだが、この第10条の「市民説明会等」の中に含んでいるということか。

### ○事務局

「市民説明会等」に含んでおり、市民説明会と併せた規定となっている。

### ○石黒委員長

条文の見出しにワークショップを入れなかったのには理由があるのか。

### ○事務局

見出しとしてあまり長くない方が良いという程度で、特別な理由はない。

### ○石黒委員長

他の定義等の条文では、市民説明会とワークショップはすべて独立して別々に規定しているため、ワークショップについての条文だけ無いように見えてしまう。

### ○事務局

「市民説明会及びワークショップ」のような見出しでも差支えないと考える。

### ○田口副委員長

市民説明会とワークショップしか想定していないのであれば、見出しにワークショップを入れた方が分かりやすいが、今後、市民説明会とワークショップ以外の取組にも広げていくことを想定するのであれば、このまま「市民説明会等」という見出しの方が良いのではないか。

### ○石黒委員長

ただ、条文の中身を見ると「市民説明会又はワークショップ」となっており、「等」がついていないため広がりをも想定した条文になっていない。これについては後日委員会の意見を確定する際に検討する。

「平成25年度市民参加手続の実績一覧」の資料によると、ワークショップは1件しかなかったようであるが、あまり実施されていないものなのか。

### ○事務局

ワークショップは江別市の中では比較的新しい取組であり、市民参加手続きとしてはまだ実績が少ない。また、パブリックコメントなどと異なり、手続きについて要綱等で規定されていないため、ワークショップと定義せずに開催されており、当課で把握していないものもあると思われる。

### ○石黒委員長

西田委員と松谷委員は実際に今回の市民参加に関するワークショップに参加されたところであるが、何か感想やご意見はあるか。

### ○西田委員

身近な課題が多く出され、議論を通じて具体的な解決案がたくさん出された。市民参加の手法としては、参加しやすい方式である。

#### ○松谷委員

参加者自身にとっても大変勉強になるもので、ワークショップの取組を広げていくことは、市の発展につながっていくと考える。

#### ○千葉委員

まちづくりの現場を知るために、無償でワークショップの運営を手伝いたいというインターンや大学生がいる。だが、守秘義務や個人情報保護等の関係でなかなか要望に応えられない状況にある。今回、市民参加条例の中にワークショップのことが規定されるのであれば、守秘義務等を順守するという条件で、大学生等がそういったまちづくりの現場に触れられるような運用ができないものだろうか。

#### ○石黒委員長

この形で市民参加条例ができた場合、ワークショップに関する実施要綱のようなものを定める予定か。

#### ○事務局

資料1にあるように、市民参加条例施行規則を整備する予定であり、その中にワークショップの運用も含め、条例に規定しきれない実務的な内容を規定するため、千葉委員からいただいたご意見も踏まえて規則の内容を検討させていただく。

#### ○田口副委員長

「パブリックコメント」や「ワークショップ」という文言が連なっているだけでは、市民にはなかなか浸透していかないのので、条例を策定して制度を整備するのと併せて、それらがどういうもので、なぜ必要なのかということをも市民に伝える場面を随所で設けていくことが重要である。

#### ○千葉委員

自治基本条例第24条第3項に「市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮する」とあるので、市民説明会やワークショップの開催にあたって、障がいのある方も参加できるよう配慮するということを盛り込めるとよいと考える。

#### ○石黒委員長

基本原則を定めた第3条第1項にはそのような趣旨が盛り込まれていると考えてよいか。

#### ○事務局

自治基本条例第24条を受けて、市民参加条例の素案の第3条第1項で「市民参加は、市民に等しくその機会が保障されることにより行われるものとする」と規定し、障がいのある方にも参加機会を保障することを基本原則としている。

#### ○石黒委員長

条文に盛り込むのは難しいが、第1項の解説の「不当に参加機会が制限されないことを

基本原則とします」の部分を、もう少し踏み込んで実質的に参加できるよう配慮するというようなことが読み取れる表現にすることで、適切な運用が期待できるのではないか。

**○田口副委員長**

そのような表現を敢えて盛り込むと、逆に健常者との差別化になることが懸念されるので、表現の仕方には十分気をつける必要がある。

**3 その他**

次回委員会の日程について

**4 閉会**